水戸市立第三中学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は第三中学校PTAと称し,事務所を本校内に置く。
- 第2条 この会は民主主義教育の精神に基づき、学校と家庭及び社会との連携をはかり、各々その立場において 本校教育を振興することを目的とする。
- 第3条 この会は教育を本旨とする民主的団体であっていかなる政党・宗派にもかたよらず自主的に会の目的達成 のために活動する。
- 第4条 この会はその目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1. 学校と家庭との緊密な連携
 - 2. 生徒の学業奨励及び品位の向上
 - 3. 生徒の保健衛生状態の改善向上
 - 4. 進学及び就職指導への協力
 - 5. 会員相互の教育と親睦
 - 6. その他この会の必要と認めた事項
- 第5条 この会は,前条の目的を達成するため,他の社会的諸団体及び機関と協力する。
- 第6条 この会の会員は生徒の父母または、父母にかわるべき保護者及びこの学校の教職員(以下正会員という)とし 尚その地域に在住し、特に教育に関心と理解を持つ者(以下賛助会員という)は希望により入会を認める。

第2章 役 員

- 第7条 この会の役員及び任務は次の通りとする。
 - 1. 会長 1名(正会員)
 - この会を代表し、会合を統括し各種委員会を除くすべての集会を司会する。
 - 2. 副会長 4名 (正会員……保護者3, 教職員1)
 - 会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める。
 - 3. 書記 2名 (正会員・・・・・・・保護者1, 教職員1) すべての集会の議事及び必要事項を記録する。但し各種委員会を除く。
 - 4. 会計 2名(正会員……保護者1,教職員1) この会の収支のすべてを常に正確に記録し会計監査委員の監査を経て決算報告する。
 - 5. 監査委員 3名 (正会員……保護者3) 会計のすべてにわたり監査し、総会に報告する。
 - 6. 顧問
 - 顧問は前会長を充てるものとし、総会において会長が委嘱する。
 - (顧問は、会長の諮問に応じ実行委員会や役員会並びに総会において意見を述べることができる)
- 第8条 役員の任期は1か年とし年度始めより総会の日までとする。重任は差支えない。補欠役員は,前任者の 残任期間とする。
- 第9条 役員の選出は次の手続きによる。
 - 1. この会の役員は、役員候補者選考委員会によって選考され総会において選出する。
 - 2. 選考委員会は学年代表6(各学年2), 教職員代表2(互選による), 常任委員会代表2(互選による) 計10名によって構成される。
 - 3. 役員候補者選考委員会の細則は別に定める。

第3章 委員会

- 第10条 委員会の種別は,委員総会,常任委員会,各種委員会及び特別委員会とする。
- 第11条 委員会は役員と次によって選出される委員とによって構成される。
 - 1. 各学年の正会員(教職員を除く)より5名×(学級数)の委員を選出し、その中より、広報・厚生・校外指導委員を それぞれ学級数選出する。但し、希望者が多い場合は、学級数以上の人数も可とする。
 - 2. 本校教職員については各学年委員・広報・厚生・校外指導委員それぞれ2名以上選出する。
- 第12条 常任委員会は役員と各種委員会の正・副委員長をもって構成する。
- 第13条 各種委員会は次の通りとし、正・副委員長はそれぞれ各種委員会において互選する。なお、学年委員の
 - 正・副委員長は、各学年ごとに選出する。また、広報委員会・厚生委員会・校外指導委員会の
 - 正・副委員長については,原則として第2学年若しくは第3学年より選出するものとする。細則は別に定める。
 - 1. 学年委員会
 - 2. 広報委員会
 - 3. 厚生委員会
 - 4. 校外指導委員会
 - 5. 校外指導委員会は地域の環境条件によって、副委員長の増員を認めることがある。
 - 6. その他の委員会 その委員については、会長が委嘱する。
- 第14条 各町内在住の正会員は互選により地区連絡員を選出することができる。会長はこれを校外指導委員会に 委嘱する。
- 第15条 特別委員会は必要に応じて設置し,正・副委員長は常任委員会に出席することができる。 細則は別に定める。
- 第16条 校長・教頭またはその代理者はすべての集会に出席することができる。
- 第17条 第4条の目的を達成するため、生徒の福祉を目的とする他の社会的諸団体及び機関に協力を要請し 共同の組織団体を設置することができる。但しこの場合は委員総会の議決を必要とする。

第4章 集会及び機能

- 第18条 この会の機関と機能は次の通りとする。
 - 1. 総会
 - この会の最高議決機関で、定例総会(年度はじめ)と必要に応じて開く臨時総会があり、次の事項を議決する。 尚、総会の定足数は、会員の3分の1以上(委任状を含む)とし、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 会長・副会長・書記・会計及び監査委員の選出
 - (3) 予算・決算の承認
 - (4) その他必要と認めた事項の議決
 - 2. 委員総会
 - (1) 総会並びに常任委員会に提出する議案の審議
 - (2) 予算・決算の議決
 - (3) 緊急事項の承認
 - (4) 賛助会受理の承認
 - (5) 会則実施に必要な細則の議決

- 3. 常任委員会
 - (1) 各種委員会
 - (2) 各種委員会によって立案された事業計画の審議・検討
 - (3) 議決事項の執行
 - (4) 緊急事項の処理

第5章 会 計

第19条 この会の経費は会費・ 寄附金及びその他の収入金などをもってあてる。

第20条 この会の会費は一家族につき月額400円とする。

賛助会員の会費は年額500円以上納入するものとする。

第21条 会費は毎月定期に納入する。但し各学期分を前納することができる。

第22条 この会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 この会の会計規定は別に定める。

第6章 細 則

第24条 細則については、常任委員会で審議の上、決議できる。

付 則

平成4年4月28日一部改定

平成8年4月26日一部改定

平成11年3月5日一部改定

平成19年4月21日一部改定

平成22年4月23日一部改定

平成23年4月16日一部改定

平成24年4月21日一部改定

平成29年4月15日一部改定